

### 第 3 6 4 回宮城県議会議案に対する意見について

第 3 6 4 回宮城県議会（平成 3 0 年 6 月定例会）に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 3 1 年宮城県教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年 6 月 7 日専決処分し、異議のない旨回答した。

よって同条第 2 項の規定により報告する。

#### 記

#### 予算外議案

- 1 県立学校条例の一部を改正する条例
- 2 工事請負変更契約の締結について（宮城県石巻北高等学校校舎等改築工事）
- 3 専決処分の承認を求めることについて（上告の提起及び上告受理の申立て）

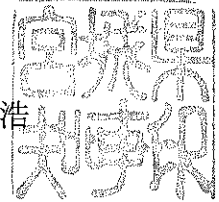
平成 3 0 年 6 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

財 第 5 7 号  
平成30年6月5日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第364回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 予算外議案

- (1) 県立学校条例の一部を改正する条例
- (2) 工事請負変更契約の締結について（宮城県石巻北高等学校校舎等改築工事）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（上告の提起及び上告受理の申立て）

30.6.-8

## 第364回宮城県議会（定例会）提出予算外議案の概要（教育庁分）

### ○条例議案

議第 163 号議案

#### 県立学校条例の一部を改正する条例

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を延長するため、所要の改正を行おうとするもの  
施行 交付の日  
所管 高校教育課

#### ○主な内容

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を平成31年度まで延長

### ○条例外議案

議第 183 号議案

#### 工事請負変更契約の締結について（宮城県石巻北高等学校校舎等改築工事）

請 負 金 額 1,003,031,640 円 → 1,109,652,480 円  
契約の相手方 株式会社丸本組  
所管 施設整備課

- 議 決 日 平成29年3月16日 議第130号議案
- 第一回変更 平成30年2月23日提出 報告第118号
- 第二回変更 平成30年6月18日提出 報告第149号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

議第 185 号議案

#### 専決処分の承認を求めることについて（上告の提起及び上告受理申立て）

石巻市立大川小学校における児童の津波被害に関する国家賠償等請求控訴事件に係る上告の提起及び上告受理の申立てについて、平成30年5月10日専決処分したので、その承認を求めようとするもの  
所管 教職員課

#### ○主な内容

- 1 上告の相手方及び上告受理の申立ての相手方  
29名
- 2 上告の主旨  
原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める